

名称	区分		単位	額
岸壁・物揚場 使用料	外航船舶（総トン数 5 トン未満の船舶を除く。）	係留 3 時間未満の場合	総トン数 1 トンにつき	2 円
		係留 3 時間以上 12 時間未満の場合	総トン数 1 トンにつき	3 円
		係留 12 時間以上の場合	総トン数 1 トンにつき 24 時間までごと	4 円
	外航船舶以外の船舶（総トン数 5 トン未満の船舶を除く。）	係留 3 時間未満の場合	総トン数 1 トンにつき	2 円 20 銭
		係留 3 時間以上 12 時間未満の場合	総トン数 1 トンにつき	3 円 30 銭
		係留 12 時間以上の場合	総トン数 1 トンにつき 24 時間までごと	4 円 40 銭
	貨物	1.133 立方メートルにつき 1 トン以上の貨物	1 トンにつき	5 円 50 銭
		1.133 立方メートルにつき 1 トン未満の貨物	1.133 立方メートルにつき	5 円 50 銭
定係場使用料			総トン数 1 トンにつき 1 月	132 円
荷さばき地 使用料	15 日までの期間		1 平方メートル 1 日につき	4 円 40 銭
	16 日から 30 日までの期間		1 平方メートル 1 日につき	8 円 80 銭
	30 日を超える期間		1 平方メートル 1 日につき	14 円 30 銭
上屋使用料	昭和 44 年 4 月 1 日以降に完成した上屋	15 日までの期間	1 トンまたは 1 立方メートル 1 日につき	14 円 30 銭
		16 日から 30 日までの期間	1 トンまたは 1 立方メートル 1 日につき	28 円 60 銭
		30 日を超える期間	1 トンまたは 1 立方メートル 1 日につき	29 円 70 銭
	その他の上屋	15 日までの期間	1 トンまたは 1 立方メートル 1 日につき	6 円 60 銭

		16日から30日までの期間	1トンまたは1立方メートル1日につき	11円	
		30日を超える期間	1トンまたは1立方メートル1日につき	22円	
野積場使用料	舗装されたもの		1平方メートル1日につき	5円50銭	
	未舗装のもの		1平方メートル1日につき	4円40銭	
ベルトコンベア使用料			1トンにつき	9円90銭	
計量機使用料	その他の計量機	コンテナ用計量機	1回につき	340円	
		勤務時間内	10トン以下のもの	1回につき 710円	
			10トンを超え20トン以下のもの	1回につき 990円	
			20トンを超え30トン以下のもの	1回につき 1,430円	
		勤務時間外	10トン以下のもの	1回につき 1,070円	
			10トンを超え20トン以下のもの	1回につき 1,480円	
			20トンを超え30トン以下のもの	1回につき 2,140円	
起重機使用料			1基1時間につき	75,820円	
荷さばき業務管理用建物使用料			1平方メートル1月につき	1,450円	
接岸給水料	外航船舶	勤務時間内		1立方メートルにつき 580円	
		勤務時間外		1立方メートルにつき 870円	
	外航船舶以外の船舶	自動式給水機	勤務時間内	1立方メートルにつき 638円	

	以外の 給水施 設を使 用する 場合	勤務時間外	1 立方メートルに つき	957 円
	自動式給水機を使用する 場合		1 回 (1.033 立方 メートル) につ き	500 円
入港料	基準料率		総トン数 1 トン につき	2 円 75 銭
	内航船舶の料率		総トン数 1 トン につき	1 円 37 銭
	外航船舶の料率		総トン数 1 トン につき	2 円 50 銭
港湾施設用地 占用料	電柱等 (支線及び支柱を 含む。)		1 本 1 年につき	1,100 円
	諸管理 設	外径 20 センチ メートル未満の もの	1 メートル 1 年に つき	80 円
		外径 20 センチ メートル以上 40 センチメー トル未満のもの	1 メートル 1 年に つき	160 円
		外径 40 センチ メートル以上 1 メートル未満の もの	1 メートル 1 年に つき	390 円
		外径 1 メートル 以上のもの	1 メートル 1 年に つき	800 円
	広告物等		表示面積 1 平方 メートル 1 年に つき	3,420 円
	その他の工作物		1 平方メートル 1 月につき	210 円
	上空工作物 (電線を除 く。)		1 平方メートル 1 月につき	35 円
	工作物を設置しない場合		1 平方メートル 1 月につき	160 円

塵芥焼却施設 使用料	勤務時間内	1トンにつき	4,290円
	勤務時間外	1トンにつき	6,435円
電気設備使用料		100ワット1時間 につき	5円50銭
港湾環境整備 施設使用料	野球場	2時間につき	1,050円
		午前9時から午 後1時まで	1,320円
		午後1時から午 後5時まで	1,510円
		午前9時から午 後5時まで	2,650円
	庭球場	1時間につき	520円
		午前9時から午 後1時まで	1,890円
		午後1時から午 後5時まで	1,890円
		午前9時から午 後5時まで	3,670円
船橋ポートパー ^ク 使用料		1隻1月につき	23,570円

(摘要)

1. 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。
2. 使用料の額が 1 件 100 円未満の場合は、100 円とする。
3. 1 時間、1 日、1 月、1 トン、1 メートル、1 平方メートル又は 1 立方メートル未満の端数は、それぞれ、1 時間、1 日、1 月、1 トン、1 メートル、1 平方メートル又は 1 立方メートルとして計算する。
4. 1 年を単位とする場合において、1 年未満の端数は、月割計算とする。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
5. 荷さばき地及び野積場については、初日の使用料は徴収しない。
6. 未舗装の荷さばき地に係る荷さばき地使用料の額は、荷さばき地使用料の項に規定する算定方法により計算して得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。
7. 上屋使用料は、使用に係る貨物の体積又は重量についてトンを単位として計算して得た額及び使用に係る上屋の面積について平方メートルを単位として計算して得た額のうちいずれか大なる額により徴収する。
8. 上屋使用料をトンを単位として計算する場合においては、その体積 1.133 立方メートルにつき 1 トン未満の重量の貨物にあっては容積トン、その他の貨物にあっては重量トンによる。
9. 入港料を徴収する場合、同一港湾に 1 日 2 回以上入港する船舶については、1 日 1 回とみなし徴収する。
10. 入港料を徴収する場合、同一港湾に 1 月 11 回（摘要の 9. の規定の適用を受ける船舶にあっては、同 9. の規定の適用後の入港の回数が 11 回）以上入港する船舶については、1 月 10 回とみなし徴収する。
11. 港湾施設用地占用料を徴収する場合における電柱等の本数の計算については、支線及び支柱の数を算入する。
12. 船橋ポートパークの使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の船橋ポートパーク使用料は、摘要の 3. の規定にかかわらず、日割計算とする。